

統一地方選挙
日時(前半): 4月9日(日)
日時(後半): 4月23日(日)

ちば労連
ホームページ <http://chibarouren.org/> メール chibarouren@axel.ocn.ne.jp

第376号
2023年
3月21日

発行
千葉県労働組合連合会
〒260-0854 千葉市中央区長洲1-10-8
自治体福祉センター3F
電話 043 (225) 5576
FAX 043 (221) 0138
発行人 本原康雄 定価20円

第 376 号 URL 版 2023 年 3 月 31 日
発行 千葉県労働組合連合会

〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉センター
電話 043 (225) 5576 FAX 043 (221) 0138
発行人 本原康雄 定価 20 円

【1面】

大幅賃上げ実現させ生活を豊かに

3・9 春闘統一行動

千葉労連と全労連が3月9日を全国統一行動日としました。3月9日、12時から千葉県庁前で医労連を中心に統一宣伝行動を行いました。「ケア労働者の大幅賃上げアクション」ということで千葉労連と自治労連からあいさつがあり、その他現場の実情を職場の代表が宣伝しました。全体で約50人が参加しました。

チラシ400枚配布

同日の夕方からは千葉駅前で、自治労連、JMITU、千葉労連、千葉労連ユニオンなどから春闘統一行動の宣伝に8人が参加し、チラシ入りのティッシュを400枚配布しました。通行人から「給料がもっと上がらないと生活が苦しい」との声が寄せられました。

千葉労連の矢澤事務局長は、「23春闘の山場で多くの組織がベアを勝ち取っています。健康で文化的な最低限度の生活が出来る、賃金要求には達していません。物価高を上回る大幅賃上げを23春闘で勝ち取るために労働組合に加入して、労働組合を一緒に盛り上げていきましょう。また、現在984円と過去最高の最低賃金の上げ幅ですが、最低賃金法には年度の途中でも再改定出来ます。千葉労連と全労連の調査によると時給1500円以上が必要です。賃上げが物価高に追いつかないので、再改定などの働きかけもしていきます」と、呼びかけました。

各団体の訴え

JMITU



すべてのケア労働者の大幅賃上げを求め
宣伝行動

春闘要求を出してたたかっています。物価高騰で生活が苦しくなる中での春闘。例年だと 3 万円です。JMITU でも 4 万円のベア要求をしている。労働者の暮らしを守る義務が経営者には有ります。政府も軍事費に予算をかけ、戦争する国作りをしようとしています。労働相談は千葉労連にお願いします。

自治労連千葉県本部

物価上昇し、給料も上がりません。政府に消費税 10% を下げ、賃金に回せと訴えたい。日本のエネルギー自給率は 17% です。夏や冬電気が止まったらどうなるのか？今の政府はエネルギー源として原子力発電所を動かそうとしています。自然や再生エネルギーに転換する必要があります。

大企業は内部留保を溜め込んでいるので、財源は有ります。「労働者に還元しろ」と、我々は要求します。



1500 の風船を持ち最賃要求

働きやすい千葉県求めて

千葉県・千葉労働局に要請



本原千葉労連議長が
雇用労働課副課長に要請書の手交

千葉労連は 3 月 10 日春闘行動の取り組みとして千葉県、千葉労働局に要請行動をおこないました。

千葉県と労働局への要求内容

千葉県に対しては①労働者大幅賃上げ②公契約条例を制定③国に対し全国一律最賃制の実現に向け、速やかに議論をするように意見を上げること④中小企業支援の拡充⑤コロナ感染拡大防止と公務・公共サービスの拡充⑥社会保障分野への財政投入増、福祉労働者の賃上げと人員増等を求めました。

千葉県は雇用労働課副課長が対応し、「職員の給与は人勤、最低賃金は最賃審議会で決めること」「中小企業が収益性を高めることができるような援助をする」「医療介護労働者は国に意見をして若干の待遇改善がされている」

「公契約条例は国の動向を見ていく」と答えました。

千葉労働局に対しては①千葉労働局労働行政職員の大幅増②テレワークや兼業副業労働者の労働時間把握の責任をしっかりと果たすよう企業に対して指導すること③低賃金労働者の実態を踏まえ千葉県の最賃を決めること④千葉地方最低賃金審議会をすべて公開審議にし、要望のある組織からの意見陳述をさせること⑤国に対し全国一律最賃制の実現に向け、速やかに議論をするように意見を上げることが求めました。

千葉労働局はそれぞれ担当課が対応し「人員増については厚労省にしっかり声を上げる」「労働時間管理についてはガイドラインを作成して事業主に周知している」「最賃の事は審議会で決めることではあるが、意見が寄せられたことについては報告する。審議会では様々なデータを基に議論している」「全国一

律最賃制の実現に向けた意見については局長と審議会に伝える」という回答がありました。

波濤

3 月 11 日、東日本大震災から 12 年が経ち、私は震災地で活動した経緯から、福島県相馬市で行われた、3・11 追悼復興祈念講演会に参加した。地元の法医学の医師から、感謝の挨拶があり、津波死者行動調査・津波動画・津波報道検証と放射線・原発と話が続いた▼特に田舎は、大災害時、大半の人がNHKを見て情報を得る。第1波(30cm)の情報がしばらく更新されず、津波浸水地域外に居たが、浸水地域に戻ってしまい第2波(9.3m以上)で亡くなった方が、相馬市では大半を占めた。NHKは「本当に命を守る津波報道」が出来たのかを検証し、的確な津波報道を追究することで津波死亡を防げるはずだ。

【2面】

申告納税制度の大改悪阻止を 3・13 重税反対全国統一行動

54 回目となる 3・13 重税反対全国統一行動が、千葉県は税務署管内(14カ所)で、3月13・14日で開催されました。労働者、中小業者、農民、年金者、女性、青年など各階層の仲間1340名が参加。屋内外で集会を開き、参加団体から暮らしや営業の実態、活動報告がされました。来賓・メッセージ紹介、集会決議、税務署への要望書を確認し、各税務署に向けデモ行進(今年は5カ所)と集団申告行動を行いました。

今年の統一行動は、岸田政権が平和憲法を踏みにじり、敵基地攻撃を可能にし、今後5年間で43兆円もの大軍拡・大增税を推進し「戦争か平和か」が問われていること、国民主権に基づく申告納税制度の大改悪が狙われる重大局面です。

「税務相談停止命令制度」は、税理士でないものが行う税務相談を停止させる権限を財務大臣に与えるものです。従わなければ罰則が科されるということで、すでに国会審議が始まり3月末までに成立させようとしています。これを阻止するために「納税者の権利擁護を求める緊急署名」行動を実施し全国約12万人分の署名が国会に提出されました。

申告納税制度のもとでは、税金について納税者同士が集まって話し合うことは自由です。憲法が保障する集会・結社の自由、基本的人権を侵害するこのような弾圧立法は絶対に許せません。3年に及ぶコロナ禍に円安、燃料・資材・物価高騰で営業や暮らしが耐え難い状況です。医療や社会保障拡充と消費税率引き下げでこそ最善の物価高騰対策となります。世界では101の国と地域が減税し国民生活を支えています。4月統一地方選で消費税減税、インボイス中止など共同を広げ、岸田政権の悪政に審判をと、各地の集会決議がされました。



大軍拡・大增税反対・インボイス中止を求めるデモ行進

県内各地の集会・デモ行動では「消費税 5%に・いますぐ物価対策」「マイナンバーカード強制NO! 保険証廃止反対」などの要求プラカードを掲げ、自主申告を行いました。

非武装・非同盟という選択肢を

2・20 大軍拡・大增税NO!連絡会結成総会

2月20日、「大軍拡・大增税NO!千葉県連絡会」結成総会が開催され、瀨瀨厚山口大学名誉教授が記念講演をおこないました。

『戦争国家づくり』の狙いと平和構築への展望～軍事大国への道は貧困大国への道～と題し、「岸田政権は安倍の“遺訓”としての軍事大国化に突き進み、アメリカ従属で対中国・対ロシア封じ込め軍事戦略の『準NATO』の一員になっている」「年間 11 兆円の軍事費になればアメリカの 100 兆円、中国の 22 兆円に続いて世界第 3 位の軍事大国になり、貧困大国化につながる。そして『必要最小限の軍事力』から『不必要最大限の攻撃力』を持つことになる」と指摘。また、「ウクライナ侵略では欧米による軍事支援が軍需産業を潤し、本気で停戦を呼び掛けていない。『まずは停戦を』と国際社会がロシアに呼びかけることが必要」と強調しました。その上で、「閣議決定された『安保 3 文書』は対米従属の極みであり、国家総動員体制を志向するもの。『敵を持たない安全保障—非武装・非同盟』という選択を」と訴えました。その後、申し合せ事項や行動の提案をおこない、「大軍拡・大增税を許さない請願署名」の取り組み強化を中心とした行動を確認しました。



大軍拡・大增税反対結成総会の参加者

労働相談一ヶ月

「給与明細書」の公布は義務

Q 福祉施設で夜間のみ働いています。毎月もらう「給与明細書」の記載内容にわからない個所があります。例えば、残業時間は1時間なのに、支給額は13000円になっています。また先月と同じ時間数なのに金額が違っていたりします。

A 勤務の状況を聞くと前日 16 時から翌日 10 時までの 18 時間拘束労働で 24 時から 4 時間仮眠時間が設定されています。明細書を確認して「深夜勤務手当」の項目がないので、深夜勤務手当を残業代の項目に記載しているのではないかと推測しました。その他の記載内容を含め疑問については、まず会社に確かめ、会社の説明が納得できない場合は再度電話をするように伝えました。

「給与明細書」の交付をめぐり、交付されないことからトラブルになるケースが多くあります。原因としては、労働基準法に義務づける条文がなく、所得税法の義務付けとなっているためと思われます。その他にも健康保険法 167 条、厚生年金法第 84 条、労働保険徴収法第 32 条などにも交付までは求めていませんが、控除を通知することを義務付けています。

記載項目としては、基本給。時間外手当（残業代）各種手当（資格手当・家族手当・通勤手続・役職手当）、控除項目（健康保険料・介護保険料・厚生年金保険・雇用保険・所得税・住民税）勤

務状況 (勤務日数・欠勤日数・休日出勤・有休休暇取得日数) など、その他に、労使協定にもとづく積立金・財形貯蓄・労働組合費・寮費・食費など協定控除と呼ばれるものがあります。

*所得税法 231 条「…給与等、退職手当等又は公的年金等の金額その他必要な事項を記載した支払明細書を、その支払いを受ける者に交付しなければならない」【中林】